



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	札幌遠友夜学の終焉－北海道帝国大学関係者による社会事業と総力戦体制－
Author(s)	三上, 敦史
Citation	北大百二十五年史, 論文・資料編, 202-240
Issue Date	2003-02-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30003
Type	departmental bulletin paper
File Information	ronbun_p202-240.pdf



札幌遠友夜学校の終焉——北海道帝国大学関係者による社会事業と総力戦体制——

三 上 敦 史

はじめに

新渡戸稲造という人物について語る時、登場するのは札幌農学校教授・台湾総督府技師・京都帝国大学教授・東京帝国大学教授・第一高等学校長・東京女子大学長・国際連盟事務次長・貴族院議員といったいかめしくも華やかな経歴や、「願はくはわれ太平洋の橋とならん」という雄々しいキーワードであろう。しかし、北海道・札幌では——あるいは教育学・社会福祉といった分野を研究する者にとっては——そうした煌びやかなエピソードのみならず、一八九四（明治二七）年に私財を投じて貧児教育のために札幌遠友夜学校を設置し、世を去るまで校長を務めたという陰徳的な行動が印象深く記憶されている。

試みに北海道新聞社編『北海道大百科事典』で「新渡戸稲造」の項をひくと、「一八九四年一月、札幌に遠友夜学校を創立、貧困家庭の子弟教育に尽力した」というくだりを目にすることができる。さらに同書は、同校につい

でも一項目をたてている。

遠友夜学校（えんゆうやがっこう）

各種学校。明治時代に苦学生のために新渡戸稲造が開設した。信仰深くヒューマニズムに富む新渡戸は札幌農学校の予科で教べんをとっていた一八八二―一八八三年（明治一五―一六）にすでに貧困家庭の子供のため夜学校を設ける構想を持っていた。米国留学から帰国後、萬里子（メリー）夫人に父から一、〇〇〇ドルの金が届いたのを機会に一八九四年一月、札幌・豊平橋付近にあった札幌独立協会附属の日曜学校に隣接する土地と家屋を買いい求め、貧しい家庭の児童や晩学者を集めて夜学校を開いた。普通教育のほかに主に、看護法、礼式裁縫、編物を教授した。一八九七年校舎を二四坪（七九・二^m）に拡張、尋常科と高等科に分け『小学校令施行規則』にのっとり小学校に類する学校（各種学校）として毎夜二時間授業を続けた。一八九九年第一期生が卒業した。一八九七年新渡戸のあとを宮部金吾が継承、札幌遠友夜学会を設立、学校の維持に当たった。宮部のあと大島金太郎、有島武郎、蠣崎知次郎、野中時雄、小谷武治、半澤洵とつづいた。一九一六年（大正五）私立学校としての認可を受け、一九二一年定員を二五〇人に増やした。教師には歴代札幌農学校、のち北海道帝国大学の学生が当たり無報酬で教えた。一九二九年（昭和四）新校舎が完成、建物の総面積は延べ二五八坪（八五一・四^m）で、教室四、運動場、作法室、図書室、医務室、職員室、寄宿舎を持ち、高等科を廃止して中等部を設置するなどかなり規模の大きい学校となった。創始者新渡戸稲造の死後は萬里子夫人が校長を務めたが、一九四四年閉校した。学校方針として『学問より実行』を本義とし、徳育、体育を重視した。修養会、リンコン会、女子はスマレ会を設け人格形成に務め独特な校風を生んだ。遠友夜学校および会の方針は太平洋戦争後見直され、跡地に札幌市中央勤労青少年ホームが設置され、また遠友大学と称する生涯教育の発展に

もつながった。一九七九年新渡戸稲造、萬里子夫妻の徳をたたえる像が建立された。⁽¹⁾

この遠友夜学校に関しては、既に少なからぬ研究の蓄積がある。最も著名なのは、同校の経営母体であった財団法人札幌遠友夜学校が解散を記念して編纂した『札幌遠友夜学校』（一九六四年）である。北海道史研究で知られ、自らも北大在学中に同校の教師を務めていた高倉新一郎が執筆した通史に、卒業生・元教師の回想などを付加した構成となっており、同校に関する研究ではこれが基本資料となる。

また、札幌市教育委員会が編纂した「さっぽろ文庫」（全一〇〇巻）は、第一八巻が『遠友夜学校』（北海道新聞社、一九八一年）であった。同書の序文も高倉の手によるもので、前掲『札幌遠友夜学校』を質量ともに充実させた構成である。

さらに、札幌遠友夜学校創立百年記念事業会（北大農学部内）が編纂した『思い出の遠友夜学校』（北海道新聞社、一九九五年）がある。前掲二冊の記述を生かしながら、一九九四（平成六）年六月に開催した百年記念講演会の内容や回想・彙報・資料を収録した構成である。

このほかにも、北海道教育研究所編『北海道教育史』（一九五五～七〇年）、北海道私学協会編『北海道私学教育史』（一九六三年）、山崎長吉『札幌教育史』（北海道教育社、一九八六～九八年）といった通史のものや、新渡戸・有島武郎・札幌農学校などに関係する図書・論文、高倉新一郎の著作物など、同校に関する記述は広範にみることができる。

ところで、こうした研究に登場する遠友夜学校は、たった一つの定型によって語られている。全くの善意から大金を抛出した新渡戸、それに共鳴して無報酬で教授の任に当たった北大生、働きながら学ぶ苛酷な生活に耐えながら通い続けた生徒たち。この三者が愛情や信頼感で一体となって形作った理想の学校、戦時体制の深化による廃校

……そうした哀しくも美しいストーリーである。

無論、遠友夜学校の歴史から受ける印象がその定型から外れることはありえまい。新渡戸は国の内外を問わない活躍のなかでも夜学校に心を配り続けたのであるし、農学校生／農科大学生／北大生は五〇年もの長きに亘って無償教授のバトンを繋いだ。生徒の回想も例外なく感謝が綴られる。しかし、その印象で遠友夜学校の歴史それ自体を語ろうとすれば、新渡戸・北大生・生徒を礼賛するあまり、真実を見失う危険なしとしない。中でも廃校の経緯については非歴史的な記述が目立つ。上述した先行研究のなかにも、例えば次のような謬見が散見される。

新渡戸先生のこのヒューマンにあふれた精神、これを貫こうと遠友夜学校の先生方は、戦時、遠友夜学校の生徒に軍事教練を課しませんでした。「軍事教練を課さない学校、これは存在に値する学校ではない」として軍の怒りを買うことになるのであります。そして、一九四四年三月、遂に遠友夜学校は閉鎖に追い込まれるのであります。⁽²⁾

俗耳に入りやすいストーリーであるが、当時の同校の庶務日誌や関係者の手記・回想を読む限り、新渡戸の精神と軍事教練とを絡めて考えていたような事実はいくかがえない。また、教練を課さずに経営を維持していた学校は全国にいくらでもある。新渡戸の精神を貫くために軍事教練を課さなかった、それがため軍の怒りを買って閉鎖に追い込まれたという説明は単なる思い込みによるものか、現代風の意味づけを与えるべく付加した創作だと思われる。

このような謬見で歴史を語っているうちは史実が見えることはなく、当時を生きた関係者の思いに触れることもできない。例えば、遠友夜学校が最後の卒業式・終業式を行った一九四三（昭和一八）年三月六日の同校の庶務日誌には、以下のような記述がなされている。

自分は今、「夜学校五十年の流れを、こゝに喰ひ止めた物は何か」と考へて居る。

夜学校の精神は、五十年の長きに亘つて、いさゝか些も変形されずに今日に迄至つて居る。

然し、理想は、変らないとは云へ、周りを囲む現実じふじふは、年々歳々變つて行つた。今となつては、この様な夜学校の存在する事すら奇異な程、世の中は變つたのである。

現実を考へる時、今こそ夜学校が最後の幕を閉づべきであると思へない。⁽³⁾

庶務日誌を記述するのは、庶務を担当する幹事教師（たる北大生）である。教師として数年の経験を積んだなかで人望ある者が選ばれ、授業以外に事務作業をも献身的にこなす。無論、学生らしく高い知的水準と批判力も有しているだろう。そうした者が、公開を前提としない内々の日誌につづつた「現実」とは具体的にどのようなものだったのだろうか。当時の教師たちは何を思いながら教育に取り組み、また閉鎖を決断したのであるか。そうしたことを考えることなしに、遠友夜学校の最期について正しく把握することは難しい。

本研究は、そうした問題関心に立つて、遠友夜学校が閉鎖を選ぶに至つた過程を明らかにすることを目的とする。その際、後になって出版された記念誌などに掲載された回想のみならず、札幌遠友夜学校記念室（札幌市中央勤労青少年ホーム「Let's 中央」に附設）が所蔵する庶務日誌の記述、新聞報道などによって当時の遠友夜学校の実相ならびに歴史的意義を明らかにする。それはいまだ十分に解明されたとは言えない総力戦体制下の教育史に新たな知見を付与する作業でもある。

一 夜間中学としての札幌遠友夜学校

―― 中等部の誕生

一八九四（明治二七）年一月に開校した札幌遠友夜学校は、九七年に新渡戸校長が離札するにあたって組織を変更した。すなわち札幌農学校教官が就任する代表（校長代理）ポストを新設、札幌遠友夜学会を組織して会員の拠金で経営する形とし、校長不在でも安定経営を維持できるようにしたのである。この結果、教師募集や寄付獲得に問題が生じることもなく、一九一（同四四）年以降は内務省・北海道庁、一三（大正二）年以降は札幌区（のちに札幌市）から社会事業施設として補助金を受給、一六年には北海道庁から各種学校としての設置認可を受けるに至った。さらに二一年度からは皇室の御下賜金を受給、翌二二年八月には勅使御差遣を受ける栄誉にも預かった。二三年八月には文部大臣から財団法人の設立認可を受け、経営基盤を一層強固なものにした。

その間の一九二（大正一〇）年、遠友夜学校は大きな転機を迎えている。生徒たちの「さらに上のクラスをつくりたい」という提起を受け、高等小学校程度の本科にかえて修業年限三年（その上に補習科一年）・総定員二五〇名の中等部を設置し、「中学乃至高女の三年程度迄の知識を与ふ」こととしたのである。「新しい夜間中学の方向をとって新鮮なそして澁刺^{はつらつ}とした空気が校内に漲^{みなぎ}っていた」⁽⁴⁾との回想があることからわかるように、この年以降の遠友夜学校は夜間中学でもあった。生徒のみならず「卒業生が直に世の中の有為人物となるに余り程度の低過ぎる」⁽⁵⁾と危惧していた教師たちも喜びひとしおであった。初年度は内部進学者三〇名に加えて外部から四〇名を募集し、志願者一一五名に入学試験を行い、学力に相当する学年（初等部を含む）に配属して授業を開始した。

これを契機とするかのように、札幌には夜間中学が相次いで設置される。まず、遠友夜学校が分裂した。これは中等部開設直後の五月、運営を巡って「忌むべき内紛」⁽⁸⁾が生じたため、佐藤一雄（北大農学部学生）ら教師八名

表1 1923年度の札幌に設置されていた夜間中学

学 校 名	設置年	附 設 先	定員	年限	廃止年	備 考
北 海 夜 学 校	1912年	本願寺札幌別院	100名	3年	1935年	
札幌遠友夜学校	1921年	(独立校舎)	70名	3年	1944年	開校は1894年
中等夜学有鄰館	1921年	松華家政女学校	40名	3年	1940年	
札幌中等夜学校	1923年	庁立札幌二中	70名	4年	—	現在の道立札幌西高(定)
私立札幌青年学校	1923年	北海道庁	(不定)	4年	1944年	開校は1895年

「各種学校設置廃止」(国立公文書館蔵)、『北海道庁統計書』『北海タイムス』『小樽新聞』から作成。

と生徒二〇名が同校を去り、別に中等夜学有鄰館（ゆうりんかん）を開設した。⁽⁹⁾同校は「中等程度ノ学校ノ不足ヲ告ケテ居ルハ一般ニ遺憾ナコトアル故有鄰館ハ是等中学校ニ入学シ得サル学生ヲ集メテ授業開始シ中等学校ノ不足ヲ補フモノ」という高評価を獲得し、二年後の一九二三（大正一二）年度から札幌市の補助金を受給している。

一九二三年には北海道庁の「中等夜学校準則」に基づいて庁立札幌二中（現在の道立札幌西高）が札幌中等夜学校を附設し、また北海道庁給仕に雇員・普通文官試験に向けた受験指導を行うための予備校だった私立札幌青年学校が、中学校程度の一般教育を行うようになった。ほかに既存の北海夜学校があった。

かくして人口わずか十数万人規模の地方都市である札幌には、表1に示すように五校もの夜間中学が林立することになった。⁽¹¹⁾

ところで、「夜間中学」という語を聞くと、一般には現在の高等学校定時制のような形態——夜間授業を行う旧制中学——がイメージされるであろう。しかし、戦時中の一九四三（昭和一八）年勅令第三六号「中等学校令」により実施される学制改革まで、中学校に夜間授業は認められていなかった。そのため夜間中学は中学校ではなく各種学校という扱いで設置されており、中学校（および五年制の実業学校・師範学校など）の在学者・卒業者に付与されている表2のような特典とは無縁だったのである。

こうした特典が必要であれば、「専検」すなわち専門学校入学者検定試験（現在の大検）に合格するか、中学校などに編入学して学歴を得るか、といったハードルを越えなければならなかった。とはいえ、専検は中学校で履修するすべての科目の試験に合格する必要が

表2 中学校卒業者(※は在学者)に付与される主な特典

分野	主 な 特 典 の 内 容
上級学校進学	※高等学校および大学予科の受験資格（中学校の第4学年修了時点で付与） ・専門学校および大学専門部の受験資格 ・高等師範学校および師範学校第二部の受験資格
兵役	※徴集延期（在学中であれば22歳までは徴兵せず） ・一年志願兵の出願資格（志願して陸軍兵役に就き、1年で下士官として除隊） ・陸軍在営短縮（徴兵された場合、本来は2年間の兵役を1年6ヶ月に短縮）
文官任用等	・文官高等試験予備試験の受験資格（現在の国家公務員Ⅰ種試験を受験可能） ・各省庁の普通文官の任用資格（現在の国家公務員Ⅲ種試験に無試験で合格） ・地方待遇職員の任用資格（現在の地方公務員初級試験に無試験で合格）
教員免許状	・小学校本科正教員検定試験における一般科目受験免除（教育・音楽・体操のみ受験） ・師範学校中学校高等学校教員検定試験の受験資格 ・実業学校教員検定試験の受験資格
その他	・計理士試験など中学校卒業を受験資格とする各種検定試験の受験資格

表3 1930～34年の全国における専検合格者

年 度	出 願 者	全科合格者	合 格 率	一部合格者
1930年度	13,763名	895名	6.5%	7,921名
1931	13,570	637	4.7	6,321
1932	10,853	554	5.1	5,698
1933	10,360	448	4.3	5,134
1934	9,806	428	4.4	4,653

『文部省年報』各年度から作成。一部合格者とは、一部科目にのみ合格した者で、次回以降は残り科目のみ受験する。

あり、表3に示すように全科合格率は5%内外という極め付きの難関だった。

中学校編入は札幌の場合、私立北海中学校（現在の北海高等学校）が実施していた。同校は夜間中学からの編入学には極めて寛容で、一九二四（大正一三）年からは札幌遠友夜学校の卒業生を無試験で四年生に編入させる特別措置を導入¹²⁾、さらに二五年からは北海夜学校、二六年からは札幌中等夜学校にもその範囲を拡大している。

中学校に無試験で編入したうえ、本来は五年かかるところを二年で卒業できるのは魅力的である。だが、貧しい苦学生にとっては二年も昼間の学校に通うということ自体が困難を極めたことは贅言を要しない。つまり、夜間中学は中学程度の教育を受けられるものの、実質的には中学程度の学歴とは無縁の袋小路の学びの場だったのである。

一 二 中等部の教育活動

夜間中学へと教育内容を発展させた遠友夜学校であったが、従来どおり授業のみならず三大節拝賀式・運動会・学芸会・遠足・弁論大会などの学校行事や、倫古龍会⁽¹⁴⁾などの生徒の自治活動を重視した。可能な限り正規の学校に近い生活を送れるように配慮していたといえよう。中等部開設後はこれに加え、中等教育機関のための体育・文化的な大会へ出場したり、同じ夜間中学の間で対抗行事を行うようになった。

特に活発だったのは弁論である。一九二四（大正一三）年十二月七日には、因縁の深い有鄰館と合同弁論大会を開催した。⁽¹⁵⁾管見の限り、両校の対抗行事はこれをもって嚆矢とする。さらに二九（昭和四）年十一月に北海夜学校が弁論部を設立するに及び、翌三〇年三月には北海夜学校主催で全札幌中等夜学弁論大会を開催、以後三校の持ち回りで年二回実施となった。その後、同年六月の第二回大会からは札幌中等夜学校も出場校に加わり、十月には四校で札幌中等夜学弁論連盟を設立している。こうした努力の甲斐あって、三二年十一月の全道樺太中等学校競弁大会では四年生の鈴木良雄が論題「光は限なく」で出場し、正規の中等学校の選手たちを抑えて優勝を果たした。さらに翌三三年の同じ大会でも、四年生の坂田繁が論題「幼き魂を生かしたいと熱情に燃えつ、」で優勝している。

このように夜間中学の学校行事が可視的になり、しかも競技によつては正規の中学校に伍して優勝を争うことで、中等教育機関としての社会的評価が徐々に高まっていたことは疑いない。のみならず遠友夜学校の場合は、授業料を負担せずに帝大生の指導を受けられるということが好印象を与えた。一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけて札幌中等夜学校は生徒不足と授業料滞納のため幾度となく廃校が取りざたされていたし、⁽¹⁶⁾北海夜学校は一九三五（昭和一〇）年になって廃校となるのにひきかえ、遠友夜学校は順調経営を維持していた。同じく中学校卒業学歴を付与できない夜間中学の中では、遠友夜学校が最も苦学生のニーズに合致した存在であった。

一三 一部の夜間中学に対する専検指定開始

一九三二（昭和七）年五月十八日、文部省普通学務局は各地方庁（北海道庁・府県など）に対し、発普第五六号「夜間授業ヲ行フ中学校ニ類スル各種学校（所謂夜間中学）卒業生ノ専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル指定内規」を発した。夜間中学のうち、卒業生が中学校卒業者と同等以上の学力を有すると文部大臣が特に指定した学校には、卒業生全員に無試験で専検合格の資格——すなわち中学校卒業生に準じる特典——を付与する「専検指定」と呼ばれる措置をとるための内規である。この大きな政策転換は、夜間中学が植民地を含む全国的規模で広がり、その卒業生に社会政策的見地から特典を付与すべきだという世論が文部省を突き動かすことで実現したのであった。ただし専検指定を受けるためには、①入学資格および修業年限、②学科課程、③教授日数、④教授時間、⑤生徒定員及学級編制、⑥教員組織、⑦照明設備、⑧教科書、⑨授業料および基本金という九項目にわたる厳格な基準のすべてをクリアしなければならない。すなわち尋常小学校（現在の小学校に相当）卒業を入学資格とする場合は修業年限五年、高等小学校（現在の中学一・二年生に相当）卒業を入学資格とする場合は修業年限四年として、中学校と同じ水準の教育活動を行わねばならず、しかも公立学校でない場合は基本金三万円以上の財団法人を組織しなければならない。私立夜間中学にとって特に厳しかったのは最後の条項である。当時の三万円といえば、現在で言えば数千万ないし数億円にのぼるかという大金である。

この段階で、前掲の表1に示した札幌市内の私立夜間中学五校のうち、専検指定を目指す運動を開始したのは札幌中等夜学校だけであった。同校は庁立札幌二中に附設されていたが、学校長が個人的に設置した私立の各種学校という法的位置づけであったから、専検指定を受けるためには庁立に移管するか、自前で財団法人を組織するかのいずれかを実現しなければならなかった。難易度からいえば前者の方がよい。一九三二（昭和七）年は開校一〇周年にあたることもあって運動は熱を帯び、『北海タイムス』『小樽新聞』（いずれも現在の『北海道新聞』の前身）

も繰り返し移管を訴える記事を掲載した。北海道庁から色好い回答は得られなかったが、同年秋にある資産家から山林の寄付申し出があり、独自に財団法人を設立することが可能になった。同校ではさっそく準備に着手し、翌三年四月には財団法人設立と専検指定を申請した。

この間に実施した一九三三（昭和八）年度の生徒募集では、「新学期より文部省指定となり昼間中学同様の特典を与へられる」という噂が流れたため、「一年生の如き六十名の募集に百十名も押掛け四年以下の補欠入学志願者も又多数に上った」という。⁽¹⁷⁾ 実際には審査が遅れたため新学期からの指定は得られなかったが、翌三四年三月に財団法人札幌夜間中学の設立（同時に学校名も札幌夜間中学と改称）を認可され、専検指定を受けた。

同校主事だった伊藤源一郎（庁立札幌二中教諭）は当時を回想して、「資格を獲得してからは全道一の入学者が殺到、二中の応募者は定員の三倍、夜中は五倍となった。社会的信用も次第に高まり、思想の堅実さ、学業成績の優秀さは社会の信用する所となった」と述べている。⁽¹⁸⁾ しかし、専検指定後も札幌夜間中学の卒業者が上級学校に多数進学するようになったのではない。一九三四―三八（昭和九―一三）年度の五年間の卒業者二二三名中、進学はわずか三名（専検指定以前は八年間で四名）に過ぎない。その一方で、官公庁勤務は九三名を数える。⁽¹⁹⁾ 専検指定を受けることで新たに獲得した「信用」とは、主に兵役・職業に関する特典が付与されたことに對するものであった。ところで、先述したように遠友夜学校は一九二三（大正一二）年八月をもって財団法人を組織しているにもかかわらず、専検指定を目指そうとはしなかった。なるほど同法人の基本財産は二万六〇二八円であり、専検指定内規の三万円には若干不足している。しかし、その内訳は土地五二一坪と現金の合計であり、二九（昭和四）年十月に落成したばかりの新校舎の評価額は算入されていない。それを加味すれば三万円は超えていたと推測される。⁽²¹⁾ また、新渡戸が存命中であり、同校の札幌市における社会的評価は極めて高かったことを思えば、多方面からの寄付を募ることで基本財産の更なる上積みをはかることは十分可能だったはずである。

それではなぜ遠友夜学校は専検指定に向けた動きを取らなかったのか。理由は簡単である。通常の夜間中学では公立移管または財団法人設立が最大の困難だったが、遠友夜学校の場合は教員組織だった。前述の専検指定内規は以下のように要求している。

(イ) 教員定数ハ中学校ニ準スルコト

(ロ) 専任教員(他ヨリ兼ネサル者)ハ教員全数ノ三分ノ一以上トスルコト

(ハ) 教員免許状ヲ有セサル者ノ数ハ教員免許状ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超エサルコト

このうち(イ)(ロ)は満たせるが、(ハ)だけはいかんともし難かった。教師である北大生のほとんどは教員免許状を所有していないはずである。もちろん彼らは高等学校・大学予科の卒業者であるから、文部省に願い出れば「無試験検定」「認定」といった制度によって初等・中等教員の免許状を取得することは可能だった。⁽²³⁾しかし、そこは文系学部のない大学の悲しさ、中等教員の免許状を授与され得る教科は英語・博物(現在の生物)・農業程度に限られた。国語・数学などの免許状所有者は学外から採用するほかない。そうなれば無給を強いることは困難であり、ひいては授業料無償の学校運営など維持できないことになる。つまり、遠友夜学校が専検指定を受けるためには、北大生による無償の教育活動であるという学校の特質ないしは存在意義自体を抛擲するほかなかった。

さて、札幌夜間中学が専検指定を受けると、それまで横並びだった夜間中学の社会的評価に差異が生じ始めるのは当然の成り行きであった。官公庁の補助金支出額や統計書における取り扱いなどに影響はなかったが、例えば新聞は札幌夜間中学にばかり注目するようになり、遠友夜学校などは入学式・卒業式の記事すら掲載されなくなってしまう。また、高倉新一郎が「出ると資格が与えられる夜間中学が設けられることになると、自然その方に行く

ものが多く、夜学校は時とすると、こうした学校の予備校の様な役割を果たすことにさえた⁽²⁴⁾」と述べるように、入学状況に変化が生じた。

中一は今年は馬鹿に少く五十名しかゐない。例年なら十名以上落しても八十名を突破するのであるが、札幌夜間中学の進出著しきものあるためか、本校の入学希望者も減少の状態を呈してゐる。一つには入学試験が早い故もあらう。札幌夜間中学の試験は四月十日頃であつた。ところが入学率は三対一で仲々むづかしらしく落第者も多かつたと見えて、その落伍者の面々が此方へ来る訳でもあるまいが最近に至つても尚続々と入学願書がある始末。⁽²⁵⁾

ただし、札幌夜間中学は男子校であつたし、授業料をとるうえ出席・成績には嚴格であり、誰しも通学できるといふわけではなかつた。その意味では遠友夜学校は独自の存在意義を依然として保持していた。この頃、遠友夜学校に通学していた生徒の一人は、札幌夜間中学とそれ以外の学校の差異を以下のように説明する。

当時、夜間中学に甲と乙があることも知つた。遠友夜学校は乙ではあるが、先生方は北海道帝国大学の学生さんであること、授業料は無料で、学生さん方は無報酬、有能、かつ優秀な先生でとても良い学校だと聞かされた。⁽²⁶⁾

専検指定ではなく、「上級進学、または資格試験を受けるために」⁽²⁷⁾学歴よりも学力、すなわち無料で学び、必要であれば検定を受験して資格を取得しようという生徒を対象とする道を選んだのは一つの見識であつたといえよう。それにともなつて、遠友夜学校が今後目指すべき方向として「補習科の設置」⁽²⁸⁾「専検受験講座の設置」が意識され

るようになった。

二 戦時教育体制の構築

二―一 青年学校男子義務制の導入

専検指定の導入は夜間中学の歴史にとって一つの大きな画期であった。それでも、すべての学校が専検指定を目指したわけではなかったし、専検指定学校・非専検指定学校が一つの地域に併存することも可能であった。

しかし、こうした状態は長くは続かなかった。一九三九（昭和一四）年四月二十四日勅令第二五四号によって青年学校令は全面改正され、正規の中等教育機関（中学校・実業学校・師範学校）に進まなかった男子には青年学校への就学が義務づけられたからである。青年学校は補習教育・公民教育と軍事教練を授ける学校で、授業料は無償、工場法・鉱業法・商店法の適用を受ける職場においては就学時間を就業時間内に含むという特典が付与されていた。⁽²⁹⁾さらに、同様の措置は所定の教練・授業時数を確保することで地方長官から青年学校として認定を受けた教育機関にも及ばされた。⁽³¹⁾これは男子が学ぶ各種学校に対し、①専検指定を受けるか、②青年学校認定を受けるか、③徴兵検査後の成人のみを対象とするなど対象者を変更するかの三択を迫る措置だといえよう。いずれも選ばない無認可・無認定の学校は、青年学校男子義務制の理念に反する存在だとすら言える。ここに遠友夜学校を含む夜間中学の歴史は大きな転換点を迎えた。

この年、遠友夜学校では新渡戸萬里子校長の死去に伴い、第三代校長に半澤洵（北大農学部教授）が就任した。半澤は就任にあたって以下のように述べている。

本校の目的は貧児晩学者に無月謝にて普通教育を授くることであります。(中略)

然し此の目的は設立当初とは社会的重要性が著しく異つて来たのであります。其の目的とする普通教育制度が次第に完備し、教育機関が普及して、普通教育を受けない貧児晩学者が次第に少くなり、又其の組織の上からは教育機関としての体系を備へる事が困難なため、教育系統を統一せんとする現在の方針に戻り、従つて卒業生に資格を与へ得ないといふこの二つの原因より生徒は次第に減じつゝあります。

即ち、義務教育の普及殊に夜間小学校の設立は今日の初等部の人員を減少し、初等教育の再教育の如き有様となり、遂に中心を中等部に移すの止むなきに至り、更に中等部も亦夜間中学校の設立により次第にその方に生徒を吸収され、今や青年学校の義務化により男生徒の大部分を失はんとしつゝ、あるに、今又社会事業なるものが次第に内容を変へ来り、貧児教育の如きは之を教育機関に譲るべく社会事業としての価値は漸次低くなりつゝ、あるのであります。

此処に於て夜学校はその目的を変へて社会事業として、他の時代の要求する事業に転ずるか又は教育の対象を、例へば女子教育、成人教育、庶民教育等未だ教育機関の行亘らざる方向に転ずるの途をとるか、或は又全く組織を換へて教育機関としての体系を整へて、例へば青年学校となるか、然らざれば、現状の儘で規模を小さくするか、その何れか一を選ばなければならぬのであります。

然し乍ら、所謂資格を有する学校に改組する事は恐らく社会事業としての性質を失ひ、現在の組織では不可なるのみならずその特徴をも失ふ事にもなるのでありまして、所詮採るべき途は次の二つであらうと思ひます。即ち、その一は教育の対象を替へる事であり、他は専任者を設置して他の社会事業を経営せしめ、夜学校は塾式の昔に帰るとも従来の通り、経営し続ける事であります。

然し斯る変化は熟考を要し、今日二、三の案は持つて居りますが、未だ実現の自信を持つに至りません。故

に夜学校は従来通りの目的と組織によつて遂行し、その変改は今後の宿題として諸氏の共に熟考下さらん事を希望致します。

然し乍ら斯る状態になつても夜学校の必要は失はれるものではなく、たとへ青年学校の義務化が行はれようとも当分の内は夫れに漏れるもの、あるべきことは恰かも小学校が普及しても初等部の生徒の急激な減少を見なかつた例の如く、若し経済的原因により青年学校に入学し得ぬものがあれば之を收容すること、し、その卒業生は青年学校卒業と同様の資格ある如くする様努めると共に、他方に於ては女子青年、晩学者、朝鮮人、其の他青年学校入学義務者以外の者で教育を要するもののあるべき故、それらの教育に当り完備され、法規によつて教育方法の一定されたる教育機関とは種々の異なる特徴あるを以て——例へば、教材選択の自由、教育方法の自由、個人個人に立ち入つた全的教育、自治的訓練等が挙げられます——。これらを活かすことにより、夜学校本来の目的に向つて進み得ると考へるのであります。

最後のパラグラフの「青年学校卒業と同様の資格ある如くする」というくだりからわかるように、半澤は教練を課すことで青年学校認定を受けようとしていた。夜間中学専検指定と青年学校男子義務制の狭間にあつて、それは妥当な選択の一つである。生徒にとつては、勤務時間内に学習できるという大きなメリットもある。

しかし、その構想は実現しなかつた。これを「新渡戸の精神」「軍事教練への反発」といったものに帰するのは、おそらく当を失した判断である。庶務日誌の記述にも、教師たちの回想にもそのような内容は全くみつからないからである。推測するに、これは専検指定を目指さなかつたのと同じ理由によるものである。すなわち教練を実施するためには在郷軍人を指導員として招かなければならず、授業料収入のない遠友夜学校にとつてその給与負担は過重に過ぎたということであらう。

結局、一九三九（昭和一四）年度も青年学校男子義務制の導入イコールそれ以外の学校の排除とはならなかったため、現状のまま経営を維持することが可能となった。遠友夜学校も従来通りの体制で生徒募集を実施し、例年並みの入学者を迎えた。だが、それが可能だったのは、社会事業施設としての遠友夜学校の伝統に対し、社会的評価が傑出して高かったことによるものであった。他の夜間中学の場合、そうはいかなかった。

遠友夜学校と同様に「青年学校に改組するか、現状維持ですごすか、廃校にするか（中略）問題の決着を同年四月以降に残して、二十名の新人生を迎え、新年度をはじめた」という有鄰館の場合、生徒の出席状況が悪化の一途をたどる。ついに同年秋には一時休館を余儀なくされ、翌一九四〇年三月には残存していた生徒を札幌夜間中学・遠友夜学校に編入学させて廃校となった。官公庁から強制措置が発動されたわけではないが、学ぶ側から拒絶されたといつてよい。

私立札幌青年学校は附設先を北海道庁舎から庁立札幌一中へと移転、学校区分を青年学校から各種学校に変更し、昭和中学と改称して専検指定を受けるに至った。⁽³⁴⁾ 青年学校のままではもはや優秀な給仕を確保しかねるという判断に至ったことがわかる。

かくして、一九四〇年四月の段階で、札幌にあつて無指定・無認定の夜間中学は遠友夜学校一校のみとなった。中等部男子の入学者は一〇〇名⁽³⁵⁾と例年と遜色のない実績であつたものの中退者は後を絶たず、関係者は苦渋の思いで教育活動を続けていた。高倉新一郎は、当時を次のように回想する。

青年学校等ができて義務制になると、全く生徒がいなくなるのは当然だった。教える者としては情ない話であつたが、「無資格の学校にいるよりは、有資格の学校に行き、社会の階段を一つでもよじ昇ってくれ、ばその方が幸福なのだ。我々はそうした機会のない人だけを対象にして行かう。それが我々の使命なのだ」と語り

合い、出入のはげしい生徒を見ては、「夜学校に來なければ、空しい一宵を過す人達だ。入学して一時間でも我々の授業を受けてくれれば何かの足になるう。入れよう。そしてできるだけ毎日出るように努めよう」と励ましあつた。⁽³⁶⁾

高邁な理想を懷いて身を投じた社会事業とはいえ、金銭的にはもちろん、精神的な対価すら求めないというのは苛酷な道である。無認可・無認定の学校に対するニーズが着実に減少するなかで、教育に精魂を傾け続けるのは容易なことではなかつたであらう。

二―二 北海道庁による各種学校整理方針の表明

一九四二（昭和一七）年九月、北海道庁学務部長は午学第一四七三号「各種学校ノ指導監督ニ関スル件」を發し、「戦争遂行力ノ維持増強ニ必要ナル勞務給源ノ確保」のため各種学校に対する指導監督を強めるよう通牒した。実業・保健医療・教員養成・海外移民などを目的としない学校の新設・定員増加は認めないこと、施設不備の学校には改善を求めること、無認可学校は廃止させること、私人経営の学校にはなるべく財団法人を組織させること、優良な学校は諸学校令に準拠するよう指導することなど、従来の放任政策とは大きく異なる内容であつた。

既に一九四一年度から大学・専門学校は六カ月の年限短縮を実施しており、四三年度からは中等学校が一年間の年限短縮を実施することが決定していた。文部省所管の中等学校が年限短縮を行う中で、地方庁所管の各種学校のみ放置しておくことはできない。こうして各府県で同様の通牒が一斉に出されている。

さらに一九四三年五月には北海道庁学務部長が各種学校の指導監督に関して未学第七三八号を發する。前年の午学第一四七三号の内容に加え、国民学校初等科修了を入学資格とする各種学校は中等学校に改組するよう指導する

こと、昼間授業の各種学校は中等学校と同様に勤労働員を課すことなどを通牒したものである。これを受けた札幌市は、五月二十一日に札幌一六〇〇号「各種学校刷新応急措置二関スル件」を市内の各種学校に対して発し、不要不急の各種学校を整理する方針を明確にしている。

このように情勢は急激に変化しつつあったが、実のところ、夜間中学はその範囲外であった。遠友夜学校の庶務日誌も、札幌一六〇〇号について「今般の各種学校（特に家政、裁縫女学校）等の不急有閑分子収容所に対する当局よりの鉄槌の前触れなるも本校は他校とその軌を異にするにより些も心配せず⁽³⁷⁾」と述べている。特に、多くの官公署から社会事業施設として補助金・助成金を受け、皇室からの御下賜金の光栄に浴することすらある同校が「不急有閑分子収容所」と見なされることなど考えていなかったであろう。

誤解のないように再度確認しておくが、遠友夜学校が専検指定または青年学校認定のいずれをも選択しなかったことをして、「時流に抗した」とか「新渡戸精神」とかいった美談に帰結させることは妥当ではない。既にみたように、半澤校長は青年学校認定を目標としていたのであるし、一九四二年一月には一般の学校と同様に、生徒の諸会を統合した「札幌遠友夜学校報国会」と非常時の学校防護にあたる「札幌遠友夜学校報国隊」を結成している。報国会・報国隊の結成を決定した一月二十三日の庶務日誌には、「教師生徒の心を一新し新たなる教育の指導原理に従ひ教師生徒一体となりその才能を磨き身体を鍛錬し情操を豊かならしめ以て国家の中堅人物の養成に努めんと⁽³⁸⁾」と雄々しい決意が吐露されている。知識階級であるがゆえ、戦線が無制限に拡大することに危機感を懷き、国際協調を希求する者は当然多数いたであろうが、国策に抗っていたというような痕跡は見出せない。こうしたことから知されるように、関係者は健全な愛国心・愛校心を持ち、総力戦体制下の国策に協力しながら学校を維持発展させる方法を考え続けていたという歴史的評価を与える方が自然である。

二―三 中等学校令による中学校夜間部の発足

一九四三（昭和一八）年一月二十一日勅令第三六号「中等学校令」が公布された。同令はこれまで別種の学校とされてきた中学校・高等女学校・実業学校を「中等学校」という概念のもとに包摂するものであり、第九条ではそのすべてに「夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程」の設置を認めた。ここに夜間中学が夜間中学校、すなわち法規上の中学校として夜間授業を行い得る根拠が誕生した。従来の専検指定内規と中等学校令の差異は、国民学校初等科（従来の尋常小学校）修了程度から接続する修業年限五年の課程を認めず、国民学校高等科（従来の高等小学校）修了程度から接続する修業年限四年の課程のみとなったこと程度であつた。これは義務教育年限を八年に延長する計画に対応した措置である。

こう聞くと文部省が政策転換して夜間中学に温かい手をさしのべたようにもみえる。しかし、実際にはそうではない。一九四三年三〇五月の『文部時報』に連載した「中等学校令及び各学校規程の解説」と題する逐条解説で、担当官は「今回正規の中等学校としてこれを認めた所以は寧ろその指導監督を強化すること明らかにして置きたい」と述べている。各種学校のままでは保健衛生問題をはじめ種々の点で監督不十分だから正規の中等学校の枠内に組み込むのであり、専検指定学校という玉虫色の存在を駆逐するのが目的であつた。実際、同年五月三十一日には文部省国民教育局長から各地方長官に発国三三八五号「中等学校制度改善二伴フ事務処理方針」を発し、専検指定学校（ならびに指定申請予定の学校）は中学校に改組させるよう通牒している。⁽³⁹⁾ これを受けて札幌では札幌夜間中学が庁立札幌二中夜間部、昭和中学が昭和中学校となつた。

中等学校令が公布された翌日の一九四三年一月二十二日、遠友夜学校の幹事教師たちは高倉新一郎のもとを訪ねた。高倉はこの時、北大農学部助教であるとともに、財団法人札幌遠友夜学校の理事を務めていた。

高倉先生訪問。夜学校の将来の方針を相談する。我々はあらゆる角度より検討し五十周年を以て閉鎖すべき事を主張する。しかし先生はまだやり方如何で続く、縮小してでも継続し時節到来を待つお考へである。兎に角理事会を開いて決する事になる。⁽⁴¹⁾

閉鎖を主張する教師たちは、しかし教育に対する熱意を失ったのではない。それが証拠に、高倉を訪問した半月後の二月五日には、教師一二名が札幌夜間中学へ授業参観に出掛けているのである。⁽⁴²⁾既に各種学校整理の方針が示され、中等学校令が施行されている。無指定・無認定のまま経営を維持し、刀折れ矢尽き氣息奄々として閉鎖に追い込まれるのであるなら創立五〇周年という輝きの中で歩みを止めることを願ったのである。

一方、高倉は前述したように無指定・無認定のままでも遠友夜学校を維持することに意義を見出している。教師たちと意見が折り合うはずはない。理事会の議論に下駄を預けたのは、教師たちの申し出を保留にするための措置であつたと考えられる。

ただし、これ以降の庶務日誌に理事会の決定なるものが書かれることはない。遠友夜学校の経営が行き詰まったわけではないし、不要不急として整理対象になつたわけでもない。教師たる北大生たちは将来を危惧していたが、閉鎖を急ぐ理由はなかつた。心情は理事会と同様であるから、問題提起は暫時様子をみるといった形で保留とし、教師たちもそれを是としたのであろう。一九四三年度に入る段階では、遠友夜学校閉鎖は仮定の域を出ていなかった。

三 札幌遠友夜学校の閉鎖

三―一 男子軽労働禁止・各種学校整理の無風地帯

一九四三（昭和一八）年六月十八日勅令第五一三号「労務調整令中改正」は、「必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子従業者ノ雇入、使用、就職及従業ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」と規定した。いわゆる男子軽労働禁止である。これを受けて厚生省は九月二十三日に告示第五五六号を発し、①事務補助者、②現金出納係、③小使・給仕・受付係、④物品販売業ノ店員・売り、⑤行商・呼売、⑥外交員・注文取、⑦集金人、⑧電話交換手、⑨出改札係、⑩車掌、⑪踏切手、⑫昇降機運転係、⑬番頭・客引、⑭給仕人、⑮料理人、⑯理髪師・髮結・美容師、⑰携帯品預り係・案内係・下足番を禁止職種に指定した。

これら一七職種は、翌一九四四（昭和一九）年四月から一四〇歳未満の男子の就労が禁止となったが、それはまさに夜間中学生の集中する職種でもあった。⁽⁴³⁾この措置により、北海道庁給仕のみを入学させていた昭和中学校は存在意義を失い、四四年三月末限りで全生徒を札幌二中夜間部に編入学させて廃校となった。

だが、遠友夜学校の場合、他の夜間中学とは異なり、この措置によつて職業を変えなければならない生徒はこの時点で存在しなかったようである。一九三九年度の生徒調査報告概要によれば「中等部（殊に一年）では給仕が圧倒的に多い」と⁽⁴⁴⁾のことで、他の夜間中学と同様である。ところが四三年十月二十六日の庶務日誌には、「国民職業指導所に催される男子従業禁止に関する協議会に出席す。夜学校に適用する事項なし」とある。いずれも事実だとすれば、わずか四年の間に戦時体制が深化することで軽労働のポスト自体が激減し、遠友夜学校生徒のように特に貧しい階層の子弟は肉体労働に就職するのが一般的となっていたということであろう。

さらに一九四三年十月十二日には、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」⁽⁴⁵⁾が閣議決定された。「学校教育ノ全般ニ亘

り決戦下ニ対処スベキ行学一体ノ本義ニ徹シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ図リ国防訓練ノ強化、勤勞動員ノ積極且ツ徹底の実施ノ為学校ニ関シ左ノ措置ヲ講ズ」ることを目的とするもので、中等学校については四二年度以前の入学者についても修業年限を一年短縮すること、男子商業学校を工業学校・農業学校・女子商業学校に転換または整理縮小すること、在学中に徴集された者の卒業資格に特別の便宜を図ることなどが盛り込まれている。戦局の悪化を受けて、なりふりかまわぬ非常措置に踏み込んだ指示である。

このなかに、「各種学校」という項目が立てられている。

(六) 各種学校

(イ) 男子ニ付テハ専檢指定学校及特ニ指定スルモノノ外之ヲ整理ス

(ロ) 女子ニ付テハ専檢指定学校ノ外戦時国民生活確保上緊要ナルモノ及職業補導上必要ナルモノヲ除キ之ヲ整理ス

一見すると、遠友夜学校は男子各種学校としてはもちろん、女子各種学校としても職業科目を重視する教育課程に変更しなければ存続は極めて困難なようにも読めるが、そうではない。そもそも戦時非常措置方策には「本要綱実施ノ為必要アルトキハ学校及学科ノ廃止、定員ノ減少、学校ノ移転等ヲ命ジ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ズ」とある。すなわちこれはプログラム規定であつて、「法制上必要ナル措置」が講じられなければ整理統合は「命ジ得」ないのである。そして実際には遠友夜学校のような夜間中学の場合、非専檢指定学校であつても、地方庁から整理するよう指令が出されることはなかった。

しかし、一般の学校においては学生・生徒の勤勞動員が強化されるとともに、中等以上の学校（専檢指定学校を

含む）での修業年限短縮、徴集猶予年齢の引き下げ、軍学校への入学勧奨などが次々と実施されている。ひとり遠友夜学校のみがその枠外という状態が永續すると考えている関係者はいなかったであろう。

また、生徒が漸減していることも校内の空気を暗くした。初霜が降りたという十月二十三日の庶務日誌には、「今年は去年より、更に一層、生徒の数が減つて来た。時勢の然らしむる処とは云へ、我等教師に努力の足らざる点無きかを強く反省し、最大の力を發揮しなければならぬ。それでも効果が挙げぬとしたら、夜学校の在り方に於て今の時代に適はぬ点があるのだ。その時は適切な改革が必要である」の記述がある。九カ月前とは異なり、遠友夜学校の先行きは混沌とし始めてきた。

三―二 教師の学徒動員による休校決定

年があらたまつた一九四四（昭和一九）年一月十八日、「緊急学徒勤労働員方策要領」が閣議決定された。既に発された戦時非常措置方策などの「趣旨ヲ更ニ徹底シ勤労働即教育ノ本旨ニ徹シ総合的且計画的ナル学徒勤労働員ヲ強力ニ実施シ戦力増強ニ挺身セシムルト共ニ戦局ノ現段階ニ処スベキ学徒ノ教育鍊成ヲ完カラシムル」ことを目的とするものである。この要領で注目すべきは以下の規定であった。

同一学徒ヲ勤労働ニ動員スル期間ハ差当リ一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且繼續シテ之ヲ行フヲ立前トスルコト
ト尚学校又ハ学科ノ種類ニ依リテハ其ノ期間ヲ更ニ長期ナラシムルコトヲ考慮スルコト

従来と大きく異なるのは、中等以上の学校の学生・生徒に原則四カ月の繼續動員が課されたことである。夜間中学たる遠友夜学校生徒には直接関係しないが、教師たる北大生は繼續動員を避けられなかった。しかも場合によつ

ては札幌を離れなければならない。遠友夜学校の教育は思わぬ方面から危殆に瀕することとなった。

大学は今年度より、学部も予科も四ヶ月（一年に）の勤労作業を行はねばならなくなった。理学部は、三月中旬より六月迄内地で作業に従事する事になったさうである。逼迫せる現時局を考へる時、その位は当然の事である。我々は進んで勤労に従事しなければならない。然し、夜学校はどうなるであらう。教師たる者が、一年に四ヶ月間、授業に出れないとしたら、夜学校の授業は今迄通り、継続して行く事は不可能となる。若し全学部同時に作業を行ふとしたら、九四ヶ月、夜学校の休校である。同時にでないとしたら、その教師の代講者を必要とするから、必然、現在の二又は三倍の数の教師を必要とする。而して、夜学校の授業は益々、（「支離滅裂」と書いて抹消——著者注）統一のないものとなり、一貫せるものを与へる等は全く考へられない。

而して、夜学校の生徒は、年々に減つて行く。現在は夕礼出席者二四名、全出席五一八名といふ状態である。初等部は、今週になつて一人も来ないといふ現状である。

その原因は、何といつても時代である。国民の総てが全力を尽して働かねばならぬ今、殊に重要産業に關係する者の多い本校生徒には、昼間の疲れの上に、更に夜学校へ来て学ぶといふ事は非常な重荷であらう。昼間作業に影響する為、工場主等がなるべく夜学校へやらない様に努めて居るとの事である。

それも無理のない事であると思ふのである。

又、国民教育の徹底した現今、本校が本来目的として来た晩学者及び未教育者の教育等は、余り必要がないと思ふのである。又、貧困者にして向学心に燃えて居る者に中学の教育を授ける事も勿論有意義な事ではあるが、忙しい学生生活に於ては、それにも限度があると思ふのである。

要するに、自分は、新渡戸先生の清き愛情より発した本校設立の目的も、半世紀に亘る先輩教師各位の、血みどろな努力によつて充分果され、今は静かに幕を閉づべき時であると思ふのである。(中略)それが夜学校の歴史、精神を飽く迄も美しく維持する道であると思ふのである。

本日、松井先生より同様の意見を聞き、又寮生一同、同じ考へを有して居るとの事なので、一度よく相談して、半澤先生にお話しようと思ふ。⁽⁴⁶⁾

今度ばかりは先送りできる状況ではなかった。既に教師たちの総意はまとまっていた。代表半澤洵への申し入れは、二月十八日に行われた。

夜七時、松井先生と共に校長先生を訪問し、夜学校の現状を報告し、又、来年度は今迄の如き授業を続けて行く事の困難なる理由を述べて、御処置をお願いする。話し出すと直にこちらの用件を理解されて、却て先生の方からいろゝと尋ねられたので話し易かった。「早速理事会を開いて、休校にするか、閉校にするか、相談して見る」との事である。⁽⁴⁷⁾

こうした動きは、さつそく地方庁を経て政府の耳に入った。まだ理事会も開催されない二月二十二日、小樽の陸軍兵器廠では校舎を詳細に調査した。この際、係官は「来年も事業継続の意志ありや」⁽⁴⁸⁾と尋ねたといい、閉鎖の際にはさつそく工場・倉庫などに転用すべく準備を開始したことがわかる。

結局、理事会を開催する時間的余裕はなかった。このため幹事教師らが全部で三名の理事を個別に訪問して、遠友夜学校の処遇を相談することとなった。まず二月二十五日には宮部金吾を訪問した。宮部は理解を示し、「時局

柄、生徒の減るのは当然です。一時休校にするのがよいでせう」と述べた。⁽⁴⁹⁾復旧が困難な「閉鎖」ではなく「休校」を、ということである。

翌二十六日には高倉新一郎を訪問した。高倉は事ここに至っても事業継続を強く主張し、強硬であった。

「生徒が減ったなら、塾の様な形に縮小してやって行ってもよい。一人でも夜学校へ来る生徒が居る間は、事業は続けなければならぬ」と言ふのが先生の持論である。

然し、吾々は「塾は、精神的教育が生命である。それを果たすためには、教師たる者は、生徒の一人々々に今迄より、もっと深く入って行かねばならぬが、それは、一年の中四ヶ月もアルバイトに出る吾々には、自信がない」と述べた。

先生は「それでは休校にしませう」と言はれた。官庁への報告、手続き及び校舎の処理は先生方がやられ、吾々は学校の財産目録及び事務の整理をすればよい事になった。これで三人の理事の方が賛成されたのであるから、吾人は休校確実の心構へで、後始末に最後の努力を尽くさう。⁽⁵⁰⁾

高倉はどんな形態であれ遠友夜学校を存続させ、生徒動員のかかつていない学生が片手間的にでも指導することを主張した。一方、学生たちは片手間的にしか指導できないのであれば、教育を行う自信はないと主張した。ベクトルは異なるが、それぞれの信じる理想が衝突する瞬間であった。

この会談の結果、遠友夜学校では新年度の生徒募集を停止し、休校とする手続きに入った。それは、結果として妥当な判断であった。一九四四（昭和一九）年二月二十五日、「決戦非常措置要綱」が閣議決定され、「原則トシテ中等学校程度以上ノ学生生徒ハ総テ今後一年、常時之ヲ勤勞其ノ他非常任務ニ出動セシメ得ル組織的態勢ニ置キ必

要ニ応ジ隨時活発ナル動員ヲ実施ス」と規定、一月段階で示されていた四カ月の継続動員を更に強化して通年動員としたからである。もはや授業継続は不可能であった。

同校が二月二十六日に休校の手続きを開始するや、北海道庁では校舎転用の作業に着手した。これ以降、事態は急速に動く。三月三日には札幌市役所から半澤校長に対して主要食糧保有個所として使用したいとの書面があり、建物調査票の提出を依頼されている。翌四日には陸軍将校二名が来校し、校舎を検分した。

三月六日、遠友夜学校は卒業式を挙行了。初等部からは第四五回の卒業生として男子四名・女子二名の計六名が、中等部からは第一九回の卒業生として男子一名が巣立ち、同日を以て自然休校となった。中等部開設以来の累積卒業者は男一一九名・女五一名であった。

三―三 予期せぬ廃校へ

冒頭でも述べたが、卒業式・終業式を行い最後の授業日となった一九四三（昭和一八）年三月六日の庶務日誌には、以下のような独白が綴られている。

自分は今、「夜学校五十年の流れを、こゝに喰ひ止めた物は何か」と考へて居る。夜学校の精神は、五十年の長きに亘って、^{いさゝか}些も變形されずに今日に迄至つてゐる。

この記述は庶務主任を務めていた沼田芳明（北大農学部学生）によるものだが、ここに刻印された思いは単純ではない。一九四三年度の段階で、遠友夜学校と同じように専検指定を受けていない夜間中学は、表4に示すように全国で二四校あった。そのなかで四四年度から廃校になったのは新年度の授業継続が困難な三校だけであり、それ

以外は授業を継続した。そのうち一四校は中学校へ改組したり、専検指定を受けたのだが、従来のまま無指定・無認定で継続した学校も七校ある。授業を継続する意志さえあれば、廃校を迫られることはなかったのである。

遠友夜学校と他の夜間中学との差異は、教師が一人前の社会人として働いていたかどうかにある。等しく教育の理想に燃え、学校の存続を願っていたとしても、遠友夜学校の教師は一介の学生に過ぎなかった。自らの勤労動員は避けられなかったし、それ以外の期間は学生の本分である学問に励まねばならない。残余の教師たちだけで学校の灯を守るとするのは負担過重に過ぎた。

言うまでもないことだが、慈善事業なりボランティアなりというものは自らの余暇があつてこそ成り立つものである。廃校を決断した教師たちに余暇があるはずはなかった。これ以上本業を犠牲にしては自らの学業が成り立たず、元も子もない結果となる。廃校という判断を下したことで、当時の関係者が責められる余地はない。また、休校を決めた後になって四カ月の継続動員は通年動員へと深化しているから、結果的に一九四四（昭和一九）年度も授業を継続することは困難であつたとも言える。

けれども、理屈と感情とは別物である。寸暇を惜しみ、無報酬で情熱を傾注していた教師であればこそ、学校を維持できなかったことは心に鋭い棘となって刺さつたはずである。ごくわずかだが自分たちを慕つて集まる生徒がいるのに、一つは学徒動員という国策に協力しなければならぬせいで、今一つは残余の時間に自分たちが学問をするせいで、遠友夜学校の半世紀にも及ぶ歴史は断ち切られるのだ。専検指定・青年学校認定に漕ぎつけることは本当に不可能だつたのだろうか。ことによると、生徒たちを学びやから追い立てる側に自分たちも立っているのかもしれない……。そうした痛みが、教師であつた若い北大生たちの胸に去来しなかつたはずはない。決戦非常措置要綱に基づく校舎転用は致し方ないが、授業再開にあたってゼロからの審査が必要な廃校ではなく休校とし、戦勝時には速やかに復旧させたいと考えたのは当然であつた。

表4 1943年度の段階で専検指定を受けていなかった私立夜間中学

位 置	学 校 名	附 設 先	1944年度の動向
樺 太	樺太教育会附属豊原夜間中等学校	★庁立豊原中学校	無指定のまま継続
北海道	●札幌遠友夜学校	[単独校]	廃校
北海道	釧路商業中等学校	★庁立釧路中学校	無指定のまま継続
北海道	帯広中等夜学校	★庁立帯広中学校	廃校（38年から既に休校中）
北海道	潮陵中学	★庁立小樽中学校	●潮陵中学校に移行
宮 城	●東北学院第二中学部	●東北学院中学部	●東北学院第二中学校に移行
福 島	私立学半塾	[単独校]	無指定のまま継続
群 馬	厩城中学	★県立前橋中学校	●厩城中学校に移行
群 馬	伊勢崎夜間中学	★県立佐波農学校	★伊勢崎市立伊勢崎中学校に移行
東 京	豊山第二中学	●豊山中学校	●豊山第二中学校に移行
東 京	●明治大学付属明治第二中学	●明大附属中学校	●明治大学付属明治第二中学校に移行
東 京	●日本体育会荏原第二中学	●日体荏原中学校	●日本体育会荏原第二中学校に移行
東 京	●青山学院第二中学部	●青山学院中学部	●青山学院第二中学部のまま専検指定
東 京	堀之内夜間中学	●立正高等女学校	●堀之内中学校に移行
東 京	杉並夜間中学	●杉並中学校	●杉並中学校（夜間部）に移行
東 京	●正則学園中学	●正則商業学校	●正則学園中学校に移行
東 京	正則第二中学	●正則中学校	●正則第二中学校に移行
東 京	城西学園第二中学	●城西学園中学校	●城西学園第二中学校に移行
神奈川	●川崎弘道中学	★県立川崎中学校	●川崎弘道中学のまま専検指定
新 潟	長岡夜間中等学校	[単独校]	無指定のまま継続
広 島	広島中学	●山陽中学校	無指定のまま継続
山 口	鴻城実践中学	●鴻城中学校	廃校（経営上の都合）
大 分	大分夜間中等学校	[単独校]	無指定のまま継続
鹿児島	鹿児島総合中等学校	●鹿児島実科中等学校	無指定のまま継続

学校名に付した★は官公立、●は財団法人による私立、無印はそれ以外の私立を示す。

そうした教師たちの願いは、しかし、叶わなかった。最後の卒業式を行った一九四四（昭和一九）年三月六日、北海道庁内政部長からは各種学校校舎転用措置に関して中央関係各庁係官が開く協議会に付議するため、現在生徒数ならびに一九四三（昭和一八）年度生徒入学状況の問い合わせがあった。さらに二日後の三月八日、北海道庁内政部長から「三月十五日迄、校舎を他に借し⁽⁵²⁾たり、休校にする事を申出ても認めぬ。追^{おって}而^{（マデ）}、使^{（マデ）}令ありたる場合、廃校の手續をなせ」との内容の通知があり、引き続き三月十三日には校舎の転用先を通信院に割り当てたと内示された。⁽⁵³⁾既に新年度から無指定・無認定の各種学校には徹底した取り締まりがなされ、廃校に追い込まれるであろうという風説は全国的に広く流布していた。通知は想像の範囲内であつただろう。

続いて三月二十二日、北海道庁長官から転用の際は廃止申請するように指導があつた。⁽⁵⁴⁾これは、翌二十三日に文部省総務局長から各地方長官に充てて通達される発総三四号「国民徴用等除外ノ措置ヲ講ゼラレタル各種学校在学者ノ取扱ニ関スル件」の内容を先取りした措置であつた。ここには以下の規定がある。

七、在学者ノ徴用又ハ女子挺身隊ニ依ル就職ノ結果経営困難トナリタル各種学校ハ（中略）自発的ニ廃校セシムル如ク勸奨スルコト

八、各種学校校舎ノ転用ニ依リ教育ノ継続困難ナルモノニ付テハ自発的ニ廃校セシムル如ク勸奨スルコト

法令上疑義を生じかねない閉鎖命令ではなく、あくまで「自発的」廃校を「勸奨スル」よう指示したのである。遠友夜学校に対する北海道庁の指令は、これと軌を一にしている。管見の限り、こうした取り扱いを受けた夜間中学は、全国で札幌遠友夜学校ただ一校である。⁽⁵⁵⁾同校の場合、独立校舎を所有するうえに財団法人を組織していたから経営基盤は相当盤石であつたが、総力戦体制が深化するなかでは独立校舎を持つということがかえって仇になつ

たといえよう。

つまり、遠友夜学校の廃校は軍部ににらまれた結果ではない。①青年学校義務制・中学校夜間部の発足、さらには戦時体制の深化によって多数の生徒を集めることは難しくなっていたことにくわえ、②四カ月の継続動員が決定したことによって教師たる北大生が時間を確保できなくなったことによって授業の継続を断念し、③倉庫として校舎を供出するという国策に協力するために廃校としたのである。

一九四四（昭和一九）年三月二十三日、幹事教師たちは自らの居城としてきた遠友寮を閉鎖し、警備にあたる一名を残して退去した。庶務日誌もこの日の記述をもって止まっている。最後の記述は、次の言葉でしめくくられている。

不備の点も多くある事と思ひますが、学生としての重大責務遂行の傍^{かたわら}なした事でありますから、その点はお許し下さい。

新渡戸稲造が設置し、札幌農学校―東北帝国大学農科大学―北海道帝国大学と三代に亘って学生たちが教授のバトンを繋いできた札幌遠友夜学校は、かくして開校五〇周年にあたる年をもって永遠にその歩みを止めた。

おわりに

最後に、廃校後の経緯について概観しておきたい。廃校後の経緯というと矛盾しているようだが、学校としての札幌遠友夜学校が一九四四（昭和一九）年三月にその歴史を閉じたものの、設置者たる財団法人札幌遠友夜学校はその後形を変えて教育活動を維持しようと試みた。さらにその試みが潰えた後も、様々な事情に翻弄されながら一九六二（昭和三七）年まで存続したのである。

財団法人札幌遠友夜学校は一九四四（昭和一九）年四月二十二日には理事会で、三十日には役員会で解散を決議している。しかし、五〇年の長きに渡って維持してきた社会事業を無に帰すことは、関係者にとって無念であった。そこで半澤は石原惣六（北海道庁立図書館長）らと謀り、新たに財団法人新渡戸文庫の設立を画策した。これは新渡戸の青少年教育の理想を残すため、社会教育施設として庁立図書館内で特別文庫を運営しようという計画であり、来館する青少年に対応するだけではなく、全道各地に設立されることになっていた国民読書会を通じて利用を募ることになっていた。⁽⁵⁶⁾ 必要経費は財団法人札幌遠友夜学校の所有する土地・校舎を通信院に売却して現金化することで充当する算段であった。

ところが通信院は土地・校舎の買収を拒否した。加えて庁立図書館でも新渡戸文庫の併設が困難となったため、計画は宙に浮いた形となった。基本財産を処理できない以上、四月末の解散決議は意味を持たず、財団法人札幌遠友夜学校は土地と倉庫になり果てた旧校舎を管理する法人として存続せざるを得なかった。不幸はさらに続き、一九四六（昭和二一）年には不慮の火災によって旧校舎を全焼してしまった。

一方、一九四七（昭和二二）年には教育基本法・学校教育法による新制中学校が発足し、貧富の差にかかわらず満一五歳までが義務教育となった。さらに翌四八年に発足した新制高等学校では経済的弱者に奨学制度が用意さ

れたほか、定時制・通信制といった働きながら学ぶ課程がかつての夜間中学とは比較にならない稠密さで設置された。こうした教育機関の充実はもはや遠友夜学校の復活を不要なものとした。このため跡地は新渡戸の意志を汲み、社会教育・社会福祉の関係で使われるようになる。まずは北海道が少年指導所⁽⁵⁷⁾、次いで中央児童相談所として使用した。六二年には札幌市に勤労青少年ホームの用地として寄付し、廃校から一八年を経てようやく財団法人札幌遠友夜学校は解散となった。跡地に建設された札幌市中央勤労青少年ホームは、勤労青少年であれば無料で使用できる体育館・音楽室に、図書室・喫茶室なども備えた憩いの場である。さらに玄関前には新渡戸稲造・萬里子夫妻の顕彰碑、施設内には遠友夜学校記念室が設置されている。

この間、遠友夜学校の復活を望む声も一部にあったが、現実のものとはならなかった。誤解を恐れずに言えば、それ自体は喜ぶべきことなのである。「陛下」「お役所」の援助を受けながら、「新渡戸先生」「学生さん」が恩情として与える、中等学歴・特典とは切り離された学びが歴史的使命を終え、かわって新しい時代にふさわしい社会福祉ないしは社会教育の施設として勤労青少年ホームが登場したのであるから。

ただ、その後の社会の変化もまた顕著なものであった。二一世紀を迎えた今、経済不況や若年層の雇用形態の流動化により、体育館や音楽室からは一日中若者たちの歓声や楽器のリズムが溢れ出ている現状がある。これが遠友夜学校の理念の先にあるものなのかどうかは判断が難しいところである。情熱を傾けた場所に魂が戻るものだとすれば、新渡戸をはじめとする関係者や生徒たちはどのような思いでこの現状を見守っているだろうか。

注

- (1) 北海道新聞社編『北海道大百科事典』下巻、一九八一年、三〇四頁。
- (2) 山本玉樹「遠友夜学校とリンカーン精神」北海道新聞社編『思い出の遠友夜学校』一九九五年、一五三頁。
- (3) 「自昭和十六年三月至 庶務日誌第五号」札幌遠友夜学校記念室所蔵。ルビは筆者、以下同じ。
- (4) 竹林伊之祐「大正期の夜学校」財団法人札幌遠友夜学校編『札幌遠友夜学校』一九六四年、一三九頁。竹林は一九一六～二四（大正五～一三）年に遠友夜学校に在学。
- (5) 『北海タイムス』一九二二年四月八日。
- (6) 館協操「大正十三年組」前掲『札幌遠友夜学校』九二頁。館協は北大農学部学生だった一九二二～二四年に教師を務めた。
- (7) 『北海タイムス』一九二二年四月八日。
- (8) 佐藤一雄「中等夜学有鄰館沿革大要」中等夜学有鄰館編『伏麟』第六号、一九二四年、二頁。「内紛」の理由については、「キリスト教的雰囲気」の夜学校にあきたらず」（札幌市中央勤労青少年ホーム編『明日への架け橋——札幌市中央勤労青少年ホームの二〇年』札幌市、一九八四年、三四頁）という説もあるが、論拠に乏しく詳細は不明である。
- (9) 有鄰館も遠友夜学校と同様に教師は北大生の無償奉仕に頼ったが、財政基盤が脆弱なため月額五〇銭の授業料を徴収している（減免制度はあり）。また、独立校舎もなく、当初は数カ月ごとに無償で借用できる私立学校や会社社屋を転々とし、一九二二年一月になってようやく北海道仏教連合会事務所（東本願寺境内）に落ち着いている。
- (10) 「大正十二年 札幌市会々議録」札幌市議会図書室所蔵、二月二十一日の教育課鈴木主事の答弁。
- (11) 詳細は、拙稿「一九二〇～三〇年代における夜間中学の展開——札幌遠友夜学校中等部・札幌中等夜学校を中心に——」（教育史学会機関誌編集委員会編『日本の教育史学』第四四集、二〇〇一年）を参照。

- (12) 編入者数を示す資料は未見だが、一九二九年に同校に入学した板東ふみによれば「中には専検を合格した人、または中学校へ編入した人、或いは職場で上級試験を受けた人、それぞれの目的に向かって真剣に勉強していました」（札幌市教育委員会文化資料室編『遠友夜学校』北海道新聞社、一九八一年、二四三頁）とのことで、そのルートを活用した者もいたのは確かである。なお、北海夜学校の場合、一九三〇年の卒業者二九名中九名が編入したとの報道がある（『小樽新聞』一九三〇年三月二十二日）。
- (13) 三大節とは、①新年を祝う「一月一日」、②建国の記念日を祝う「紀元節」（二月十一日）、③天皇の誕生日を祝う「天長節」（明治時代は十一月三日、大正時代は八月三十一日）「儀式は十月三十一日に繰り下げて実施」、昭和時代は四月二十九日）の総称。なお、昭和に入ると明治時代の天長節が「明治節」の名で三大節と同等の祝日に加えられ、「四大節」と称されるようになる。
- (14) 中等部男子生徒の自治組織で、米大統領リンカーンの人格に学ぼうという趣旨で命名。定期的に会合を開くほか、雑誌を発行した。同様に中等部女子は、^{キヤホ}革会、初等部は修身会を組織して自治活動に取り組んだ。
- (15) 『北海タイムス』一九二四年十二月九日。
- (16) 札幌西高等学校創立五〇周年記念事業協賛会編『創立五〇周年記念誌』一九六三年、一八二頁。
- (17) 『小樽新聞』一九三三年三月二十九日。
- (18) 伊藤源一郎「札幌中等夜学校から夜間中学校までの思い出」北海道札幌西高等学校創立70周年記念誌編集委員会編『創立70周年定時制60周年』一九八二年。
- (19) 文部大臣指定財団法人札幌夜間中学『学校一覽』一九三八年、二〇頁。
- (20) 北海道庁学務部教育兵事課『昭和四年四月 北海道教育要覽』一九二九年。
- (21) なお、同校が毎年発行していた『事業報告』（札幌遠友夜学校記念室所蔵）の「財産目録」によれば、一九三九年度が三万五一六五四五銭、四二年度が三万七一一六四五九銭、四三年度が三万七八一四四六九銭である。三二―三九にかけて高額寄付や校舍建設などがあつた記録はないから、専検指定開始時点で基本財産の件はクリアーしていたはずである。
- (22) (ロ)の「専任」はフルタイムの専任教員という意味ではなく、他校と兼任しないことを指す。その結果、退職教員などを相当数雇用して条件を充たすのが一般的であり、府県立の夜間中学であつてもせいぜい専任教員一名を主事として置く程度であつた。
- (23) 詳細は牧昌見『日本教員資格制度史研究』（風間書房、一九七一年）を参照。
- (24) 前掲高倉「札幌遠友夜学校」。
- (25) 「自昭和拾年四月至昭和十二年四月 庶務日誌 第三号」遠友夜学校記念室所蔵。記載したのは同年度の庶務担当の教師小島悦

吉（北大農学部学生）。

(26) 金木重義「鉄道省苗穂工場から夜学校へ」前掲『思い出の遠友夜学校』九七頁。なお、引用中の「甲」は中学校卒業者と同じ特典を得られる学校を、「乙」は得られない学校を指す当時の俗語。

(27) 時任正夫「貴重な思い出」前掲『遠友夜学校』二二八頁。時任は北大農学部学生だった一九三四～三五年に教師を務めた。

(28) 前掲『庶務日誌第三号』一九三七年二月六日、会計担当の教師田中新二（北大農学部学生）の記述。

(29) 青年学校は一九三五年四月一日勅令第四一〇号「青年学校令」によって、従来あった実業補習学校・青年訓練所を統合して発足した学校制度。青年学校の制度的展開については、鷹野良博『青年学校史』（三二書房、一九九二年）、米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』（野間教育研究所紀要第三九集、一九九五年）などを参照。

(30) 青年学校発足当初は、一九三五年三月二十九日勅令第四〇〇号「兵役法施行令中改正」によって卒業者に陸軍現役を六カ月短縮するという特典を付与していた。男子義務制導入以降はこれを撤廃し、かわって三九年四月二十四日法律第八七号「青年学校令」により就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律」によって就学時間を就業時間を含むこととした。労働と学習で過重な負担となるのを避けるための措置である。

(31) 一九三九年六月五日陸軍文部省令第一号「兵役法施行令第三十一条第三項ノ規定ニ依ル認定ニ関スル件」。

(32) 半澤洵「校長就任に当りて」札幌遠友夜学校編『遠友』第二四号、一九三九年二月二十日、一頁。

(33) 北海道立教育研究所編『北海道教育史』全道編四、北海道教育委員会、一九六四年、一八四頁。

(34) ただし、事務手続きの遅れで専検指定日は一九四一年二月十五日にずれ込んだ。

(35) 前掲『遠友夜学校』七六頁。

(36) 前掲高倉「札幌遠友夜学校」。

(37) 前掲『庶務日誌第五号』。

(38) 前掲『庶務日誌第五号』。庶務主任の小林隆（北大医学部学生）の記述。

(39) 岡田孝平・曾我部久「中等学校令及び各学校規定の解説（一）」（帝国地方行政学会編『文部時報』第七八六号、一九四三年、一四～三〇頁）。岡田・曾我はいずれも文部事務官。

(40) 「中学校設置廃止認可」（国立公文書館所蔵）。

(41) 前掲『庶務日誌第五号』。

- (42) 前掲「庶務日誌第五号」。
- (43) 講義録出版の最大手である大日本国民中学会受験部長の箕輪香村が著した『男女東京遊学案内——苦学と就職の秘訣』（文憲堂、一九四一年、四一頁）によれば、「最も収入の多い、而して時間の余裕のある、比較的骨の折れ無い職業」が苦学生には向いているとのこと、具体的には書生、銀行・会社・商会等の事務員、諸官庁役所雇員、給仕、店員、郵便局員、外交員・外務員、筆耕、家庭教師、学校教員、巡査を挙げている。
- (44) 前掲『遠友』第二六号、一九三九年十月、一頁。調査は同年五～六月に実施したもので、男女あわせて生徒一一五名（回答者は一〇三名）中、給仕二〇、職工一八、職人一〇、店員八、事務員八、鉄道四、農業四などとなっている。
- (45) 福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』第一法規出版、一九八〇年、一六〇頁。
- (46) 前掲「庶務日誌第五号」。引用中の「寮生」とは、授業以外に会計・庶務などの事務作業を担当するかわりに附設の遠友寮で生活していた幹事教師たちを指す。
- (47) 前掲「庶務日誌第五号」一九四四年二月十八日。
- (48) 前掲「庶務日誌第五号」一九四四年二月二十二日。
- (49) 前掲「庶務日誌第五号」一九四四年二月二十五日。
- (50) 前掲「庶務日誌第五号」一九四四年二月二十六日。
- (51) 「学校校舎ハ必要ニ応ジ軍需工場化シ又ハ軍用、非常倉庫用、非常病院用、非難住宅用其ノ他緊要ノ用途ニ之ヲ転用ス」との規定がある。
- (52) 前掲「庶務日誌第五号」一九四四年三月八日。
- (53) 通信院はかつての通信省（現在の総務省・郵政事業庁・NTTなど）の現業部門で、郵政・電信・電話事業を行う組織。一九四三年に通信省が鉄道省（現在の国土交通省・JRなど）と統合されて運輸通信省となった際に、その外局となった。
- (54) 前掲「札幌遠友夜学校」五八～五九頁。
- (55) 詳細は拙稿「近代日本の夜間中学に関する歴史的研究」（博士学位論文、北海道大学大学院教育学研究科に提出、二〇〇二年）を参照。
- (56) 『北海道新聞』一九四四年十月五日。
- (57) 前掲『遠友夜学校』二七頁。なお、この「少年指導所」なるものの根拠法令・事業内容については不明。北海道立文書館・北海

道庁保健福祉部にも問い合わせたが、判明しなかった。

（日本学術振興会特別研究員）